

## 水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

## 1. 事業の概要

ダイオキシン類対策については、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」(以下、ダイオキシン法)に基づく国の削減計画等により、各種施策を総合的に推進している。

また、ダイオキシン類等非意図的生成化学物質は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(通称「POPs条約」)において、その放出を継続的に最小限にし、実行可能な場合には究極的に廃絶することが目標とされており、我が国は平成17年6月に国の削減計画等を踏まえ、「ダイオキシン類の排出削減のための行動計画」を作成したところである。

ダイオキシン類の類縁化合物である臭素系ダイオキシンについては、ダイオキシン法附則第二条の規定に基づき、測定方法の検討を行い、発生源を中心とした実態調査を進めてきたが、汚染実態を網羅的に把握するに至っていない。

また、臭素系ダイオキシンを発生する可能性のある臭素系難燃剤については、平成21年5月に開催されたPOPs条約第4回締約国会合において新たな規制対象物質として追加されたところである。

こうした背景のもと、引き続き、環境測定精度管理や排出削減対策の普及促進などの各種対策を推進するとともに、残された課題である臭素系ダイオキシンによる汚染実態を網羅的に把握し、必要な措置の検討の促進に資するため、発生源に加えて、一般環境中の汚染実態調査を広域的に実施する。また、これまでの対策を総合的に検証し、平成22年に削減目標年を迎える国の削減計画の見直しに着手する。

	百万円
臭素系ダイオキシン類実態解明調査(拡充)	80(49)
ダイオキシン類対策環境情報調査	16(16)
ダイオキシン類環境測定精度管理調査	17(17)
生物検定法等簡易測定法実用化検証事業	14(14)
POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的 生成物に係るBAT/BEP推進事業	42(35)
ダイオキシン類対策に係る小型焼却炉ガイドライン策定事業	10(10)

## 2. 事業計画（拡充分のみ）

調 査 項 目	21年度	22年度	23年度～
臭素系ダイオキシン類実態解明調査(拡充)			
(1)測定方法の確立			
(2)発生源調査			
(3)環境調査			
・発生源周辺			
・一般環境(拡充)			
(4)基礎情報の収集等			

国の削減計画の見直し:22～23年度

## 3. 施策の効果

我が国における臭素系ダイオキシンによる汚染実態を網羅的に把握し、臭素系ダイオキシン対策について必要な措置の検討を行うことにより、ダイオキシン法附則の規定に適切に対応するとともに、国の削減計画を見直すことにより、的確なダイオキシン類対策の推進に資する。

# ダイオキシン類総合対策費

180百万円(142百万円)

国内

## ダイオキシン類対策特別措置法

(H12.1施行)

### 附則第二条

「臭素系ダイオキシンにつき、その発生過程等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。」

### 国の削減計画(H17.6変更)

削減目標: H22年までにH15年比  
約15%削減

国際

## 残留性有機汚染物質に関する ストックホルム条約(H16.5発効)

### 非意図的生成POPs(ダイオキシン等)

- ・目標: 放出を継続的に最小限にし、  
実行可能な場合は究極的に廃絶
- ・排出削減のための行動計画策定(H17.6)
- ・「BAT及びBEP指針」採択(COP3:H19.5)

臭素系難燃剤の  
規制対象物質  
への追加  
(COP4:H21.5)

### 臭素系ダイオキシン類実態解明調査【拡充】

発生源 + 一般環境中汚染実態調査

汚染実態の網羅的把握

必要な措置の検討

見直し

ダイオキシン類対策の総合的推進